

# 政策

政策名	事業費合計額（円）			
教材・学校図書事業（4事業）	44,300,000	内訳	市	42,812,000
			一財	0
			市債	0
			国	1,488,000
			県	0
その他	0			

政策目的		
目的: 市内公立小中学校36校に対し、学校教育活動に必要な教材備品及び図書を整備することにより学習環境を整え、伊勢市の目指す子ども像である、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った子どもを育成します。		
数値目標	現状値	
中学校武道必修化による備品整備	平成25年度目標 12/12校	平成24年度数値(直近の数値) 8/12校
政策内容	構成事業	

政策 事業費合計推移（千円）						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費	28,491	31,091	31,617	33,292	48,565	44,300
財源内訳	一般財源	27,671	30,305	30,769	32,313	43,188
	市債	0	0	0	0	0
	国	820	786	798	929	1,414
	県	0	0	0	0	0
	その他	0	0	50	50	0

これまでの経過	今後の展望
<p>昭和22年に制定・交付された学校教育法において、学校設置者(公立学校においては国及び地方公共団体)は、学校を管理し、経費を負担しなければならないことが定められた。</p> <p>特別支援教育設備整備事業については、国庫補助金が平成16年度で廃止されたことに伴い、平成17年度から市単独経費で継続している。</p>	<p>新学習指導要領の全面実施に伴い、新たな教材備品の必要性は増しており、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、文部科学省策定の教材整備指針に基づき、今まで同様、教材整備を進めていきたい。</p>

★自己評価結果（各担当課による）	
①社会的需要	児童の学習意欲が高まり、学習活動の充実化が図られる。学校は、児童の成長の場としてさらに大きな役割を担うことになる。
②公平性	市内全ての公立小学校が対象であるため公平であると考え。
③業務改善	現場のニーズにあった教材備品の購入、修理、教材消耗品の整備、学校図書購入費等、学校への予算配当を従来どおり迅速に行っていききたい。
④民間委託	学校教育法第5条に定める学校設置者が本事業の事業主体となるべきであり、民間委託にはなじまない。

☆外部評価メモ(結果) (外部評価委員による)	
①社会的需要	事業目的に合致した予算編成になっているかという観点で見直していただきたい。
②公平性	教育効果の観点から公平性について検討していただきたい。
③業務改善	ニーズの把握の迅速化についてはもっと改善できると思われる。中長期計画を立てて効率的に改善を図られたい。
④民間委託	民間委託については、なじまない部分が多く、個々の学校がどう取り扱うかという問題ではなく、担当課からどのように配分するかというところだけである。

事業名 (小事業)		事業費 (円)			
小学校教材整備経費		13,566,000	内訳	一財	12,750,000
				市債	
				国	816,000
				県	
				その他	

事業目的			
(1)教材を整備することにより学習環境を整え、学習活動の充実化を図る。 (2)障がいに対応した教育を実施するために特別に必要とする設備を充実させ、特別支援教育の振興に資する。 (3)国の補助を受け、科学技術教育の基盤となる小学校における理科教育のための設備を整備する。			
数値目標		現状値	
		平成24年度目標	平成23年度数値
事業内容			経費内訳 ※平成23年度決算見込み
事業開始年度	-	対象者数	約7,000人
対象者	市内公立小学校全生徒		消耗品費 1,338,539円 教材用消耗品購入  修繕料 1,058,007円 教材備品修繕  手数料 99,540円 薬品処分手数料  備品購入費 17,472,496円 事故繰越 1,517,565円含む
(1)小学校教材整備事業 年度当初、各学校にヒアリングを実施し、教育現場で学習指導要領を実施するにおいて、必要とする教材備品を購入し、破損した備品の修理を行い、教材消耗品を整備する。理科学習で使用した薬品や不用となった薬品を適正に処分する。 また、教科書改訂による教材備品を整備し、学習活動の充実化を図る。 (2)特別支援教育設備整備事業 当該年度に新設された特別支援学級や通常の学級に在籍し教科の学習は通常の学級で行う軽度の障がいがある児童生徒に対して、障害の状態に応じ特別な指導をする通級指導教室に必要な備品を整備する。 (3)理科教育等設備整備事業 理科教育振興法に定められた品目を整備する。 国庫補助率:1/2以内 【根拠法令等】 理科教育振興法 補助対象品:1組が1万円以上の備品			
事業実績・効果 教育現場で必要とする教材及び著しく老朽化した教材を整備し学習環境を整え、学習活動の充実を図ってきた。児童の確かな学力の育成を図るため、授業をより効果的に進める教材を整備してきた。			

事業費推移 (千円)							
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算	
事業費	10,761	11,279	12,027	10,979	19,969	13,566	
財源内訳	一般財源	10,247	10,838	11,547	10,366	19,217	12,750
	市債						
	国	514	441	480	613	752	816
	県						
	その他						

これまでの経過	今後の展望
昭和22年に制定・交付された学校教育法において、学校設置者(公立学校においては国及び地方公共団体)は、学校を管理し、経費を負担しなければならないことが定められた。 特別支援教育設備整備事業については、国庫補助金が平成16年度で廃止されたことに伴い、平成17年度から市単独経費で継続している。	新学習指導要領の全面実施に伴い、新たな教材備品の必要性は増しており、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、文部科学省策定の教材整備指針に基づき、今まで同様、教材整備を進めていきたい。



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	児童の学習意欲が高まり、学習活動の充実化が図られる。学校は、児童の成長の場としてさらに大きな役割を担うことになる。
②公平性	市内全ての公立小学校が対象であるため公平であるとする。
③業務改善	現場のニーズにあった教材備品の購入、修理、教材消耗品の整備、学校への予算配当を従来どおり迅速に行っていききたい。
④民間委託	民間委託は可能であるが、委託可能な事業の事務量は少なく、委託のための資料作成、管理等に費やす時間を考慮すると現状が望ましい。また、委託を受ける団体のメリット(利益)も少ないため、受け手が現れない可能性が高い。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

①社会的需要	各教科で学習指導要領があるが、各学校にて必要な教材の優先順位付をして購入している。
②公平性	購入する教材によって、学校ごとに受けられる教育が偏ってしまうことが考えられる。教育効果の観点から教材についても公平性について改めて検討していただきたい。
③業務改善	業者の選定についての見直し、ニーズの把握、質についても改善点がないかを考えていただきたい。
④民間委託	民間委託はしにくいと思われる。

事業名 (小事業)	事業費 (円)	内訳	13,190,000
中学校教材整備経費	13,862,000	市	13,190,000
		一財	
		市債	672,000
		国	
		県	
		その他	

事業目的			
<p>(1)教材を整備することにより学習環境を整え、学習活動の充実化を図る。                  (2)障がいに対応した教育を実施するために特別に必要な設備を充実させ、特別支援教育の振興に資する。                  (3)国の補助を受け、科学技術教育の基盤となる中学校における理科教育のための設備を整備する。</p>			
数値目標		現状値	
平成24年度目標		平成23年度	
事業内容		経費内訳 ※平成23年度決算見込み	
事業開始年度	-	対象者数	約3,600人
対象者	市内公立中学校全生徒		
<p>(1)中学校教材整備事業                  年度当初、各学校にヒアリングを実施し、教育現場で学習指導要領を実施するにおいて、必要とする教材備品を購入し、破損した備品の修理を行い、教材消耗品を整備する。理科学習で使用した薬品や不用となった薬品を適正に処分する。また、教科書改訂による教材備品等を整備し、学習活動の充実化を図る。                  (2)特別支援教育設備整備事業                  当該年度に新設された特別支援学級や通常の学級に在籍し教科の学習は通常の学級で行う軽度の障がいがある児童生徒に対して、障害の状態に応じ特別な指導をする通級指導教室に必要な備品を整備する。                  (3)理科教育等設備整備事業                  理科教育振興法に定められた品目を整備する。 国庫補助率:1/2以内                  【根拠法令等】 理科教育振興法 補助対象品:1組が2万円以上の備品</p>		<p>消耗品費 1,053,968円                  教材用消耗品購入                  修繕料 489,833円                  教材備品修繕                  手数料 99,750円                  薬品処分手数料                  備品購入費 10,531,895円                  事故繰越 2,371,950円含む</p>	
事業実績・効果			
<p>教育現場で必要とする教材及び著しく老朽化した教材を教材を整備し学習環境を整え、学習活動の充実を図ってきた。生徒の確かな学力の育成を図るため、授業をより効果的に進める教材を整備してきた。</p>			

事業費推移 (千円)							
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算	
事業費	8,502	8,958	7,391	7,695	12,176	13,862	
財源内訳	一般財源	8,196	8,613	7,073	7,379	11,514	13,190
	市債						
	国	306	345	318	316	662	672
	県						
	その他						

これまでの経過	今後の展望
<p>昭和22年に制定・交付された学校教育法において、学校設置者(公立学校においては国及び地方公共団体)は、学校を管理し、経費を負担しなければならないことが定められた。                  特別支援教育設備整備事業については、国庫補助金が平成16年度で廃止されたことに伴い、平成17年度から市単独経費で継続している。</p>	<p>新学習指導要領の全面実施に伴い、新たな教材備品の必要性は増しており、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、文部科学省策定の教材整備指針に基づき、今まで同様、教材整備を進めていきたい。</p>



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	生徒の学習意欲が高まり、学習活動の充実化が図られる。学校は、生徒の成長の場としてさらに大きな役割を担うことになる。
②公平性	市内全ての公立中学校が対象であるため公平であると考え。
③業務改善	現場のニーズにあった教材備品の購入、修理、教材消耗品の整備、学校への予算配当を従来どおり迅速に行っていきたい。
④民間委託	民間委託は可能であるが、委託可能な事業の事務量は少なく、委託のための資料作成、管理等に費やす時間を考慮すると現状が望ましい。また、委託を受ける団体のメリット(利益)も少ないため、受け手が現れない可能性が高い。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

①社会的需要	各教科で学習指導要領があり、各学校にて必要な教材の優先順位付をして購入している。
②公平性	購入する教材によって、学校ごとに受けられる教育が偏ってしまうことが考えられる。教育効果の観点から教材についても公平性について改めて検討していただきたい。
③業務改善	業者の選定についての見直し、ニーズの把握、質についても改善点がないかを考えていただきたい。
④民間委託	民間委託はしにくいと思われる。

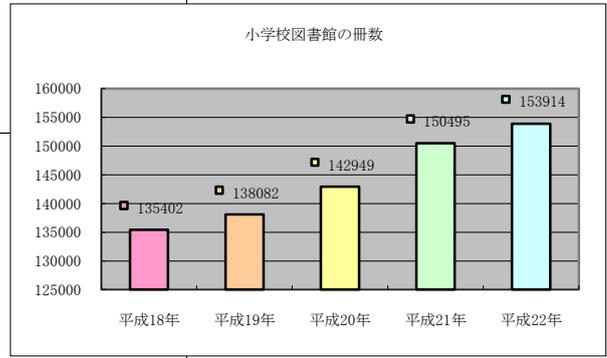
事業名 (小事業)		事業費 (円)		
学校図書館充実経費(小学校)		9,120,000		
		内訳	一財市債	9,120,000
			国	
			県 その他	

**事業目的**  
 児童の多様な興味・関心に応える魅力的な図書を整備し、児童の読書活動の推進を図る。また、各学校の国が定めた蔵書の標準数に対する達成率を向上させ、図書館に活力を与える。

<b>数値目標</b>		<b>現状値</b>
文部科学省の定める、学校図書館図書標準冊数	平成28年度目標 100%	文部科学省の設定する標準冊数を 100%

<b>事業内容</b>				<b>経費内訳 ※平成23年度決算見込み</b>	
事業開始年度	-	対象者数	約7,000人	学校図書	
対象者	市内公立小学校全生徒			消耗品費	237,327円
各学校に学級数等に応じて予算を配当し、学校図書館の環境整備を行う。 また、文部科学省の設定する標準冊数に対する達成率が60%未満の学校に対して達成率を向上させるため予算の特別加算(100千円)の措置を行っている。 学校特別加算は、標準冊数に達するように平成13年度から開始。				修繕料	0円
				役務費	0円
				備品購入費	13,754,461円 (国の補助があった為)
				計	13,991,788円

**【実績額】**  
 H16年度 2,750,485円(備品購入費) H17年度 2,643,967円(備品購入費)  
 H18年度 4,944,985円(備品購入費) H19年度 4,987,160円(備品購入費)  
 H20年度 5,824,652円(備品購入費) H21年度 6,654,849円(備品購入費)  
 H22年度 7,882,154円(備品購入費)



**事業実績・効果**  
 子どもの読書欲に応え、学びの場としての学校図書館への整備を進めてきた。

<b>事業費推移 (千円)</b>							
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算	
事業費	5,222	6,057	6,893	8,111	8,858	9,120	
財源内訳	一般財源	5,222	6,057	6,843	8,061	4,895	9,120
	市債						
	国						
	県						
	その他			50	50		

<b>これまでの経過</b>	<b>今後の展望</b>
社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から子ども達が自ら必要な情報を収集選択し、活用する能力を育てることが求められてきた。その一方で子ども達の読書離れも指摘されており、学校図書館が果たす役割が一層大きなものとなっている。	学校図書館の図書標準を満たすことを目標に、図書の整備を進めていきたい。 調べ学習に対応できる辞典類をはじめ、幅広いジャンルの図書の整備が必要であるとともに、調べ学習に対応し得ない(情報が古い等)図書の廃棄も進め、子どもの読書環境を整えていく必要がある。



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、全国で子どもの読書活動に関する取り組みがなされている。
②公平性	市内全ての公立小学校が対象であるため公平であると考えます。
③業務改善	現場のニーズにあった図書を購入するため、従来と同様に学校への予算配当を迅速に行っていききたい。
④民間委託	民間委託は可能であるが、委託可能な事業の事務量は少なく、委託のための資料作成、管理等に費やす時間を考慮すると現状が望ましい。また、委託を受ける団体のメリット(利益)も少ないため、受け手が現れない可能性が高い。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

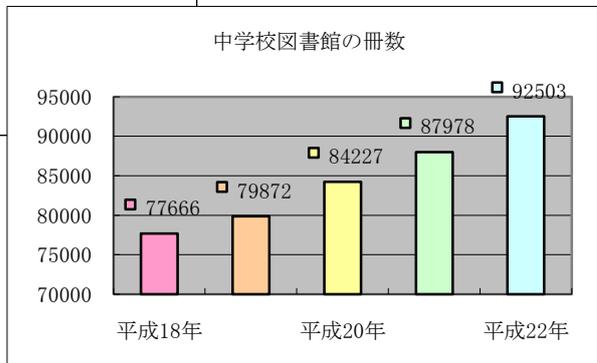
①社会的需要	児童生徒の読書活動の推進を図るという事業目的に照らし合わせて、人件費の必要性を高めることで、市民の方々の納得や将来的事業展望も拓けると思われる。事業目的に合致した予算編成になっているかという観点で見直していただきたい。
②公平性	図書を学級数に比例させて配分するというのは公平性とはいえない気がするので、見直しについて検討いただきたい。予算設定の仕方、全学校をひとつの図書館と考えるなど、図書配分について再考いただき、もう一度自己評価をお願いしたい。
③業務改善	業者の選定についての見直し、ニーズの把握、質についても改善点がないかを考えていただきたい。
④民間委託	選書は教育の内容に合致するので、民間委託にはなじまないという感覚である。

事業名（小事業）		事業費（円）		
学校図書館充実経費（中学校）		7,752,000	内訳	7,752,000
			市	一財
			市債	
			国	
県				
その他				

**事業目的**  
生徒の多様な興味・関心に応える魅力的な図書を整備し、生徒の読書活動の推進を図る。また、各学校の国が定めた蔵書の標準数に対する達成率を向上させ、図書館に活力を与える。

<b>数値目標</b>		<b>現状値</b>
文部科学省の定める、学校図書館図書標準冊数	平成28年度目標 100%	文部科学省の設定する標準冊数を 100%

<b>事業内容</b>			<b>経費内訳</b> ※平成23年度決算見込み
事業開始年度	-	対象者数	約3,600人
対象者	市内公立中学校全生徒		学校図書
各学校に学級数等に応じて予算を配当し、学校図書館の環境整備を行う。また、文部科学省の設定する標準冊数に対する達成率が60%未満の学校に対して達成率を向上させるため予算の特別加算(100千円)の措置を行っている。学校特別加算は、標準冊数に達するように平成13年度から開始。			消耗品費 129,585円 修繕料 0円 役務費 0円 備品購入費 10,057,224円 (国の補助があった為) 計 10,186,809円



**事業実績・効果**  
子どもの読書欲に応え、学びの場としての学校図書館への整備を進めてきた。

事業費推移（千円）							
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算	
事業費	4,006	4,797	5,306	6,507	7,562	7,752	
財源内訳	一般財源	4,006	4,797	5,306	6,507	7,562	7,752
	市債						
	国						
	県						
	その他						

これまでの経過	今後の展望
<p>社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から子ども達が自ら必要な情報を収集選択し、活用する能力を育てることが求められてきた。その一方で子ども達の読書離れも指摘されており、学校図書館が果たす役割が一層大きなものとなっている。</p>	<p>学校図書館図書整備5か年計画により、平成24年から平成28年までに標準冊数の整備を目標に、地方交付税措置を講じるとされていることから、計画的に整備を進めたい。</p>



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、全国で子どもの読書活動に関する取り組みがなされている。
②公平性	市内全ての公立中学校が対象であるため公平であると考えます。
③業務改善	現場のニーズにあった図書を購入するため、従来と同様に学校への予算配当を迅速に行っていききたい。
④民間委託	民間委託は可能であるが、委託可能な事業の事務量は少なく、委託のための資料作成、管理等に費やす時間を考慮すると現状が望ましい。また、委託を受ける団体のメリット(利益)も少ないため、受け手が現れない可能性が高い。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

①社会的需要	児童生徒の読書活動の推進を図るという事業目的に照らし合わせて、人件費の必要性を高めることで、市民の方々の納得や将来的事業展望も拓けるとされる。事業目的に合致した予算編成になっているかという観点で見直していただきたい。
②公平性	図書を学級数に比例させて配分するというのは公平性とはいえない気がするので、見直しについて検討いただきたい。予算設定の仕方、全学校をひとつの図書館と考えるなど、図書配分について再考いただき、もう一度自己評価をお願いしたい。
③業務改善	業者の選定についての見直し、ニーズの把握、質についても改善点がないかを考えていただきたい。
④民間委託	選書は教育の内容に合致するので、民間委託にはなじまないという感覚である。経費をどう使うかというところでは民間委託の対象になるかもしれない。